

一般競争入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 7 年 6 月 9 日

鹿児島県知事 塩田 康一



1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等の名称及び数量
税務総合システムに係る令和 7 年度（12 月）導入プリンタの賃貸借 一式 12 台分
- (2) 借入れをする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和 7 年 11 月 28 日（金）
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 借入期間
令和 7 年 12 月 1 日から令和 13 年 11 月 30 日まで

なお、契約は、地方自治法第 234 条の 3 及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17 に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、資格審査の結果は、令和 7 年 7 月 18 日（金）までに書面、又は電話により通知する。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 14 年鹿児島県告示第 1481 号）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格（OA 機器賃貸業務）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱第 5 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品等の機能等証明書を令和 7 年 7 月 11 日（金）午後 5 時までに鹿児島県総務部税務課税務電算係に提出し、当該役務を提供することができることを証明した者であること。

なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。



(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年7月31日(木) 午後2時

イ 場所 鹿児島県庁(行政庁舎4階)会議室 4-総-1

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 鹿児島県総務部税務課税務電算係

鹿児島市鴨池新町10番1号

(イ) 交付期限 令和7年7月7日(月) 午後5時

(4) 入札説明会

開催しない。

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法(明治29年法律第89号)第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。



8 最低制限価格

設定しない。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県総務部税務課税務電算係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-2204

ファックス番号 099-286-5514

